総 務 生 活 常 任 委 員 会

日時：令和７年10月23日（木）
午前９時30分から
場所：第１委員会室

１　所管課からの報告

〔市長戦略部〕

〇戦略推進課

・「（第３次）島田市教育大綱（案）」について（資料あり）

〇広報プロモーション課

・緑茶化計画首都圏販路拡大事業　「SHIMOKI“CHA” RYOKU CHA COLLEGE」実施報告（速報版）（資料あり）

〔危機管理部〕

〇危機管理課

・全国瞬時警報システム更新事業について（資料なし）

・令和７年度島田市地域防災訓練の実施について（資料あり）

２　その他

・大井川鐵道大井川本線被災箇所の現場確認について

令和７年 10 月 23 日
総務生活常任委員会資料

「(第３次）島田市教育大綱(案)」について

１　策定の目的

教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年６月 30 日法律第 162 号）第１条の３に基づき市長が策定する教育に関する基本的な方針です。

現在の「島田市教育大綱」は、平成 30（2018）年４月に策定し、計画期間は概ね 10 年間（令和 10（2028）年３月まで）となっています。

また、内容については、同年度に策定作業を行っていた「第２次島田市総合計画」における施策の方向性と整合を図っています。

ついては、計画期間満了前ではありますが、現在策定中の「第３次島田市総合計画」との内容及び計画開始年度等の整合を図るため、本年度、「(第３次）島田市教育大綱」の策定をするものです。

２　本市における教育大綱の位置づけ

教育大綱は、地方公共団体の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、本市の最上位計画である島田市総合計画との整合を図っています。

また、本市においては、この教育大綱を踏まえ、学校教育や社会教育など分野別の具体的な教育方針を定めた「島田の教育」を毎年度策定しています。

３　「(第３次）島田市教育大綱」策定の考え方

(1)大綱の構成、「基本理念」については、現在の島田市教育大綱を引き継ぐ。
(2)「期間」については、総合計画の計画期間との整合を図る。
(3)「施策の柱」、「めざす姿」、「重点的取組」については、現在策定している「第３次島田市総合計画」の内容との整合を図る。

４　策定経過（令和７年９月末現在）

令和７年４月～７月　庁内検討
７月 24 日　教育委員会定例会
８月 12 日　第１回島田市総合教育会議

５　「(第３次）島田市教育大綱（案)」の概要

期　　間：令和８年度から概ね８年間
基本理念：市民総がかりで育む　豊かな心と学び
施策の柱：（1）市民総がかりでの子供・子育て支援
（2）信頼される学校づくりの推進
（3）自発的な生涯学習活動の活性化
（4）青少年の健全育成
（5）スポーツの振興
（6）文化・芸術活動の振興
（7）歴史資源の保存と活用

※施策の柱に紐づく「めざす姿」、「重点的取組」などの詳細については、資料１「(第３次）島田市教育大綱（案)」のとおり

６　今後のスケジュール

令和７年　11月　第２回島田市総合教育会議
12月　パブリック・コメントの募集
令和８年　２月　教育委員会定例会
３月　第３回島田市総合教育会議
「(第３次）島田市教育大綱」策定完了

以上

島田市教育大綱(案)

令和　　年　　月

島 田 市

目　　次

第１章　　大綱の策定にあたって

１　大綱策定の背景　……　１

２　大綱の策定にあたっての考え方　……　１

３　期　間　……　１

第２章　　大　綱

１　基本理念（目指す教育の姿）　……　２

２　施策の柱　……　２
(1) 市民総がかりでの子供・子育て支援　・・・・・　２
(2) 信頼される学校づくりの推進　・・・・・・・・・・・　２
(3) 自発的な生涯学習活動の活性化　・・・・・・・・　３
(4) 青少年の健全育成　・・・・・・・・・・・・・・・　３
(5) スポーツの振興　・・・・・・・・・・・・・・・・　３
(6) 文化・芸術活動の振興　・・・・・・・・・・・・・　３
(7) 歴史資源の保存と活用　・・・・・・・・・・・・・　４

３　体系図　……　５

第１章　　大綱の策定にあたって

１　大綱策定の背景

平成26年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が一部改正され、平成27年４月１日に施行されました。この中で、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、市長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置することが規定されました。また、法では市長に地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱の策定を求めています。

島田市では、これを踏まえ、平成28年と平成30年に市の教育行政を推進するための基本理念である「島田市教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めてきました。ついては、令和６年度と令和７年度に策定を進めている第３次島田市総合計画と整合した大綱を改めて策定するものです。

２　大綱の策定にあたっての考え方

島田市の教育行政は、「島田市総合計画」の教育に関する政策目標を核として、大綱において「施策の柱」、「めざす姿」、「重点的取組」を定め、将来像の実現に取り組んできました。令和８年策定の「第３次島田市総合計画」では、基本計画における政策分野４「子育て・教育」及び政策分野５「観光・交流・歴史・文化」に掲げる施策を中心に、政策分野１「防災」、政策分野２「健康・医療・福祉」政策分野３「地域・生活」、政策分野６「経済・産業」、政策分野７「都市基盤」、政策分野８「環境・自然」、政策分野９「行財政」の各分野にわたることとなり、それぞれの施策の方向性に沿った事業に取り組んでいきますが、大綱における「基本理念」、「施策の柱」、「めざす姿」、「重点的取組」は、前大綱を引き継ぐこととし「第３次島田市総合計画」における施策の方向性と整合させ、市民総がかりで取り組む島田の教育を目指します。

３　期　間

大綱の対象期間は、令和８年度から概ね８年間とします。

第２章　　大　　綱

１　基本理念（目指す教育の姿）

市民総がかりで育む　豊かな心と学び

２　施策の柱

総合計画を基に、次の７つを施策の柱とします。

(1) 市民総がかりでの子供・子育て支援
(2) 信頼される学校づくりの推進
(3) 自発的な生涯学習活動の活性化
(4) 青少年の健全育成
(5) スポーツの振興
(6) 文化・芸術活動の振興
(7) 歴史資源の保存と活用

(1) 市民総がかりでの子供・子育て支援

【めざす姿】

市民は、子供やその親に寄り添い、地域ぐるみで支援します。

【重点的取組】

乳幼児期からの教育の充実と親学の推進

家庭や地域、企業が一体となって子育てを応援するとともに、切れ目のない支援の充実を図り、安心して子供を生み育てられる環境づくりを進めます。

(2) 信頼される学校づくりの推進

【めざす姿】

市民は、児童・生徒の豊かな心を育み、確かな学力と生きる力を培います。

【重点的取組】

個に焦点をあてた教育、地域への愛着を育む

家庭や地域、小・中学校の連携を推進する中で、一人ひとりの主体的な学びと生きる力を伸ばすとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。

(3) 自発的な生涯学習活動の活性化

【めざす姿】

市民は、生涯を通じて求めて学び、自らの心を豊かにします。

【重点的取組】

多様なニーズに応じた学習環境の向上

提供する学習内容の充実や、生涯学習関連施設の利便性の向上を図ることに加え、自主的な市民活動やイベントをはじめ、活動成果を市民に発信することを支援します。

(4) 青少年の健全育成

【めざす姿】

市民は、他者とのかかわりを大切に、豊かな人間関係を育み、心身ともに自立する青少年を育てます。

【重点的取組】

青少年の健全育成を支援

家庭・学校・地域が一体となって、青少年が明るい未来を切り拓いていく力を養えるよう支援します。

(5) スポーツの振興

【めざす姿】

市民は、気軽にスポーツを楽しみ、健康的な生活を送ります。

【重点的取組】

スポーツの普及・促進のための環境整備

大井川河川敷の活用をはじめ、各種スポーツ施設・広場・公園等の充実や、中学校部活動の地域への受け入れ、市民スポーツの普及・促進とレベルアップに努めます。

(6) 文化・芸術活動の振興

【めざす姿】

市民は、文化・芸術に親しみます。

【重点的取組】

文化・芸術に触れる場の拡大、地域への理解と愛着を深める

地域の伝統や祭りの継承、質の高い文化・芸術に触れる場の拡大など、市民が取り組む文化・芸術活動を支援します。特に、当市で育まれてきた茶の文化については、市民の理解と愛着を一層深める取り組みを進め、広く全国・世界へと発信し、市の文化として広くアピールします。

(7) 歴史資源の保存と活用

【めざす姿】

市民は、歴史資源に触れ、次世代に誇りと愛着のもてる島田を残します。

【重点的取組】

歴史資源の保存と市民の誇りと愛着の醸成につながる活用の推進

地域に残る歴史資源について、適切な保存に努めるとともに、市民の誇りや愛着につながる活用を推進し、未来の世代につなぎます。

３　大綱の体系図

市民総がかりで育む　豊かな心と学び

【施策の柱】	【めざす姿】	【重点的取組】
市民総がかりでの子供・子育て支援	市民は、子供やその親に寄り添い、地域ぐるみで支援します。	**乳幼児期からの教育の充実と親学の推進** 家族や地域、企業が一体となって子育てを応援するとともに、切れ目のない支援の充実を図り、安心して子供を産み、育てられる環境づくりを進めます。
信頼される学校づくりの推進	市民は、児童・生徒の豊かな心を育み、確かな学力と生きる力を培います。	**個に焦点をあてた教育、地域への愛着を育む** 家庭や地域、小・中学校の連携を推進する中で、一人ひとりの主体的な学びと生きる力を伸ばすとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。
自発的な生涯学習活動の活性化	市民は、生涯を通じて求めて学び、自らの心を豊かにします。	**多様なニーズに応じた学習環境の向上** 提供する学習内容の充実や、生涯学習関連施設の利便性の向上を図ることに加え、自主的な市民活動やイベントをはじめ、活動成果を市民に発信することを支援します。
青少年の健全育成	市民は、他者とのかかわりを大切に、豊かな人間関係を育み、心身ともに自立する青少年を育てます。	**青少年の健全育成を支援** 家庭・学校・地域が一体となって、青少年が明るい未来を切り拓いていく力を養えるよう支援します。
スポーツの振興	市民は、気軽にスポーツを楽しみ、健康的な生活を送ります。	**スポーツの普及・促進のための環境整備** 大井川河川敷の活用をはじめ、各種スポーツ施設・広場・公園等の充実や、中学校部活動の地域への受け入れ、市民スポーツの普及・促進とレベルアップに努めます。
文化・芸術活動の振興	市民は、文化・芸術に親しみます。	**文化・芸術に触れる場の拡大、地域への理解と愛着を深める** 地域の伝統や祭りの継承、質の高い文化・芸術に触れる場の拡大など、市民が取り組む文化・芸術活動を支援します。特に、当市で育まれてきた茶の文化については、市民の理解と愛着を一層深める取り組みを進め、広く全国・世界へと発信し、市の文化として広くアピールします。
歴史資源の保存と活用	市民は、歴史資源に触れ、次世代に誇りと愛着のもてる島田を残します。	**歴史資源の保存と市民の誇りと愛着の醸成につながる活用の推進** 地域に残る歴史資源について、適切な保存に努めるとともに、市民の誇りや愛着につながる活用を推進し、未来の世代につなぎます。

総務生活常任委員会資料【報告事項】
市長戦略部　広報プロモーション課

緑茶化計画首都圏販路拡大事業「SHIMOKI“CHA” RYOKU CHA COLLEGE」実施報告（速報版）

1　実施概要

（1）期間　　令和７年９月５日（金）から10月５日（日）まで
　　正午から午後８時まで

（2）場所　　SHIMOKITA COLLEGEイベントスペース
　　（東京都世田谷区代田５丁目20番16号）

（3）内容　　下北沢にあるSHIMOKITA COLLEGEと連携して「地球上でもっとも緑茶を愛する街」をコンセプトとした店舗を出店し、島田市緑茶化計画オリジナル緑茶ブランド「Green Ci-Tea」を使った10種の緑茶と緑茶ハイ、７種の緑茶ソフトクリームに加え、カレッジ生と共同開発した新たなメニュー「チャブスク」、「シモキ茶ハニー」、「お月見緑茶フロート」などを販売した。

　また、市内茶商・生産者によるオリジナル商品、和菓子などの地場産品の販売や観光体験プログラム、ふるさと納税などを紹介する場を設け島田市の魅力を発信した。

2　購入者数及び売上金額

（1）購入者数　　約5,000人

（2）売上金額　　約710万円

（3）販売点数TOP３

No.	品名
1	ソフトクリーム　No.４　深蒸し×火香強
2	ソフトクリーム　No.５　芽
3	７種の緑茶飲み比べ

（4）「大井川であそぼうけん」配布状況

　出店期間中に店舗にて、商品購入者や来店者などへ島田市内の５施設及び観光体験プログラムで使えるクーポン券を約2,500部配布した。

【店舗の様子】

【総務生活常任委員会資料】　　令和７年10月23日

令和７年度 島田市地域防災訓練の実施について

（危機管理部 危機管理課）

1　訓練目的

南海トラフ地震や相模トラフ沿いの地震等をはじめとする地震災害や近年、頻発、激甚化している台風等による風水害・土砂災害等の自然災害から生命を守り、被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの自助・共助の意識と実践力、そして地域全体での協働体制が重要である。本訓練では、市、防災関係機関、事業所、自主防災組織、住民等の相互の連携・協力のもと、南海トラフ（駿河トラフ）を震源とする大規模地震が突然発生した場合を想定し、情報の受伝達や災害応急対策の確認・検証を行うとともに、自助・共助による災害対応能力の向上及び地域防災力の強化を図ることを目的とする。また、地震防災強化月間にあわせて訓練を実施することで、防災意識の一層の高揚と、平時からの地域防災活動の充実につなげるものとする。

2　訓練想定

市内で震度６弱以上の揺れを観測し、各地で家屋の倒壊、山・がけ崩れ、道路・橋の損壊等の被害により多数の負傷者が発生した。

3　実施日時

令和７年 12 月７日（日）午前９時から正午まで

※ 午前９時に訓練の地震発生を知らせるサイレンを市内全域に吹鳴する。

4　実施主体及び参加関係団体

島田市、自主防災組織（島自主防災会ほか）、島田市消防団、静岡市消防局島田消防署、静岡県中部保健所（動物保護指導班）、陸上自衛隊第 34 普通科連隊、市内応急危険度判定士、災害協定締結事業者（静岡県 LP ガス協会、島田環境協同組合ほか）

※ 今回の地域防災訓練は「災害対策本部運営訓練」を実施しないため、市の訓練に参加しない職員は地域で実施する防災訓練に参加すること。

5　訓練内容

(1) 職員安否訓練

内　容：安否確認・参集システムにより、全職員の安否情報を報告･確認する。

対　象：全職員

(2) 自主防災組織主体の訓練

会　場：　各地区の指定する場所

内　容：　各自主防災組織の計画により実施する。

（参考）自主防災組織主体による訓練の例

自主防災組織	・地域に居住する人材把握（看護師、消防・警察・自衛隊経験者等） ・自主防災組織における情報伝達方法の確認 ・市災害対策本部等との情報伝達体制の確認 ・災害時に地域内で実施する行動を示した地区タイムラインの確認 ・避難所要時間や避難経路の検証 ・日中、夜間、平日、休日等の発災条件の違いによる体制のあり方について検討、意識の共有化 ・若年世代や外国人等の地域防災活動への参加を促し、地域ぐるみの訓練の実施 ・一人でも多くの住民が資機材の操作が出来るよう、丹念な作動訓練 ・避難所の運営要領の確認及び訓練の実施 自主防災組織の運営体制の確認 女性や外国人の視点を取り入れた避難所運営環境や運営方法の確認 避難行動要支援者の所在の把握と支援方法の確認 感染症対策や衛生環境改善（簡易トイレ等）を踏まえた避難所運営訓練 ・地区本部運営要領の確認、地区の被災情報の収集体制の確認 ・自宅避難者の把握方法や取りまとめについて、避難所運営組織、地区本部組織を含めての体制の検討 ・孤立が予想される地域における対応（通信手段の確認、給水訓練や炊き出し訓練等）
各家庭	日頃からの備え、自らの命を守る「自助」のためにとるべき行動の確認 ・家庭内の７日分の生活物資の備蓄 （ローリングストックによる食料品保管、風呂等での生活用水確保を含む） 電気、ガス、水道、電話、交通機関等の被害の発生を想定した備えの確認 ・携帯トイレの備蓄 ・非常持ち出し品の点検、確認 ・家庭内 DIG 等により家庭内の危険を認識、安全性の確認 ・住宅の耐震化の確認、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止、ブロック塀の転倒防止等の対策 ・火災防止対策の確認（感震ブレーカー、住宅用火災警報器等の備え） ・災害時に家庭内で実施する行動を示したマイタイムラインの確認 ・災害用伝言ダイヤル（171）等を利用した家族間の安否確認 ・「わたしの避難計画」の作成及び点検 ・ハザードマップで自分のいる場所の災害リスクを確認 ・緊急防災情報の確認 「南海トラフ地震臨時情報」、「特別警報」、避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」） ・避難訓練など自主防災活動への参加 避難場所、避難経路、避難所要時間の確認 ・フェーズフリーの考えを意識した取り組み 災害への備えを特別なものとせず、普段の生活の溶け込ませることを意識した行動 （例：普段から消費する食品を少し多めに買い足す。 掃除のついでに家具の転倒防止対策や窓ガラス飛散防止フィルムの確認等） ・地震保険の加入 地震、損壊、流出等で建物や家財が損害を受けた際に支払われる保険の加入を検討し、「もしも」に備える

(3) 会場型訓練

会　場：夢づくり会館、夢づくり公園

地　区：島 自主防災会

概　要：　※島自主防災会と協議を進めている訓練項目

訓　練　名　称	訓　　練　　内　　容	参　　加　　者
避難所開設運営訓練	避難所開設及び運営について、受付設置や資機材の組み立て等を実施	自主防災組織 三井住友海上火災保険 現地避難地班
要配慮者避難受入訓練	避難所における要配慮者スペースの確保、受付及び避難誘導等を実施	自主防災組織 現地避難地班 救助班（福祉課）
ペット同行避難訓練	避難所におけるペット同行避難者の受入方法や管理方法を学ぶ（展示訓練を含む）	自主防災組織 静岡県中部保健所 衛生班（環境課）
地区本部運営訓練	自主防災組織の本部を地域の公民館等に開設し、指定避難所との連携を図る （避難誘導及び安否確認、被害調査等を含む）	自主防災組織
避難誘導訓練	突発地震発生後の安否確認等を実施	自主防災組織
初期消火訓練	水消火器を使った消火訓練、可搬式消防ポンプの操作方法の確認及び放水時の水圧を体験する訓練	自主防災組織 島田市消防団
倒壊家屋救出訓練	倒壊家屋に取り残された要救助者を救出する訓練	自主防災組織 静岡市島田消防署
炊き出し訓練	アルファ化米の炊き出し訓練	自主防災組織 静岡県 LP ガス協会 （島田ガス㈱）
仮設トイレ等設営訓練	仮設トイレの運搬・設置、簡易トイレの組み立て・体験、避難所におけるトイレ問題等を学ぶ	自主防災組織 島田市環境協同組合 上下水道班（下水道課）
応急危険度判定訓練	被災した避難所施設（夢づくり会館）の応急危険度を判定する	市内応急危険度判定士 建設班（建築住宅課）
展示訓練	災害対策車両 防災パネル（災害時における活動）	陸上自衛隊第34普通科連隊
	トイレカー	危機管理課
	電源車、災害発生時における活動、停電に対する取り組み等のパネル、停電情報アプリ	中部電力パワーグリッド㈱
	防災パネル（ペット同行避難）	静岡県中部保健所

6　訓練中止の決定

次のいずれかに該当する場合は、訓練を中止とする。また、訓練の中止は午前６時 30 分を目途に判断し、同報無線等を用いて周知する。

(1) 静岡県内に南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

(2) 島田市内で震度４以上の地震が観測された場合

(3) 島田市に大雨、洪水、暴風などの気象警報が発表された場合

(4) その他訓練の実施が適当でないと判断した場合